

世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」^{いっぴん}
認定制度ガイドブック



令和3年5月14日版

世界農業遺産活用実行委員会

目次

頁

第1	認定制度のねらい	2
第2	認定制度の概要	2
第3	申請手続きについて	3
第4	申請にあたっての留意点	7
第5	認定制度に関するQ & A	10

第1 認定制度のねらい

世界農業遺産活用実行委員会では、「能登の里山里海」で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を、世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」として認定する制度を平成26年度に創設しています。

認定商品には「能登の一品」のロゴマークの表示を認めており、ロゴマークを表示した認定商品を通じて「能登の里山里海」の認知度のさらなる向上と地域活性化を図るとともに、県内外でのイベント等における販売・展示や商談機会の提供などにより、販路開拓や販売促進を積極的に支援しているところです。

第2 認定制度の概要

1 対象商品

食品（農林水産物等一次産品及びその加工食品、飲料）に限ります。

※ 申請する商品は、関係法令を遵守し、公序良俗に反していないものでなければなりません。

2 申請者資格

農業、林業、畜産業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれを営む者で組織される団体（以下「事業者等」という。）で、次のすべてを満たす者とします。

- （1） 原則として、能登地域の生産者又は能登地域に事業所若しくは製造施設を有する者。
- （2） 対象となる商品の生産、製造又は加工の全部若しくは一部を行う者。ただし、事業者等が認定申請に関する諸手続について、生産過程における密接な関係を有する者に委任したときは、この限りでない。
- （3） 世界農業遺産「能登の里山里海」の価値の向上に積極的に協力できる者。
- （4） 法令による営業禁止又は営業停止の行政処分、その他法令による処分を受けていない者。

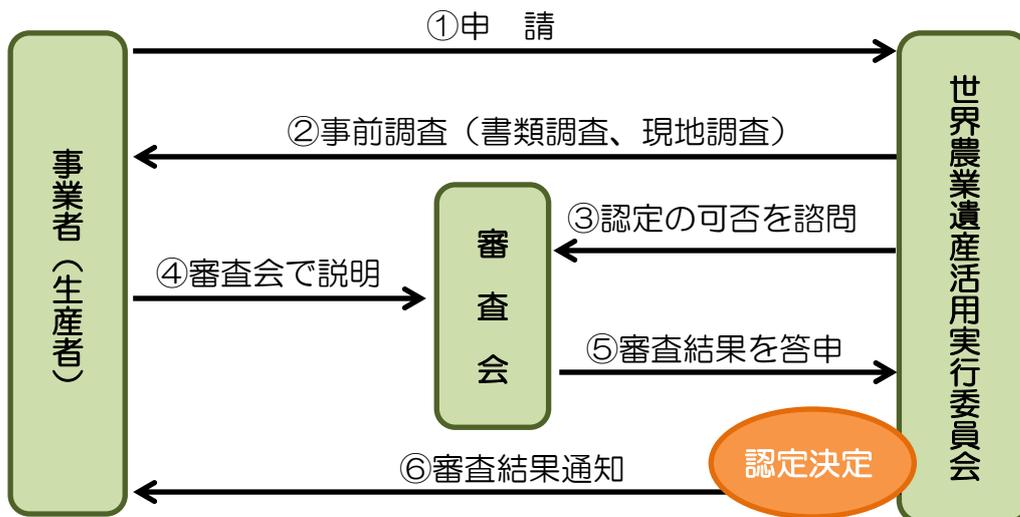
3 認定基準

「能登の里山里海」で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品で、以下に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 能登地域で生産・製造された食品であること
- (2) 商品の原材料・生産方法等が次の条件を満たすこと
 - ア 次のいずれかを満たす能登地域ならでのもの
 - (ア) 能登で伝承され、これからも引き継いでいくべきものであること
 - (イ) 能登の太陽、風、水、土が育んだものであること
 - イ 商品のコンセプトが世界農業遺産「能登の里山里海」の利活用・保全に合致するもの
- (3) 消費者の信頼を確保する安全・安心のための取組がなされていること

第3 申請手続きについて

【申請から認定までの流れ】



1 申請方法

(1) 申請に必要な書類

認定を受けようとする者は、以下に掲げる書類を世界農業遺産活用実行委員会（以下、「実行委員会」という。）あて、持参又は郵送若しくは宅配便にて、1部提出してください。

※ F A Xや電子メール等での提出は受け付けられません。

提出書類	説 明
申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（様式第1～3号）を提出してください。 申請書は、世界農業遺産「能登の里山里海」ポータルサイトからダウンロードできます。 (http://www.pref.ishikawa.jp/satoyama/noto-giahs/index.html)
商品等の 見本	<ul style="list-style-type: none"> 下記を参考としてください。
企業・団体 等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 会社概要等のパンフレット等を添付してください。 団体の場合、プロフィールや活動内容が分かるもので構いません。

【提出先】

〒920-8580

金沢市鞍月1-1 石川県庁13階

世界農業遺産活用実行委員会事務局（石川県農林水産部里山振興室内）

TEL：076-225-1629

申請書に添付する「商品等の見本」について

商品の現物か、その写真・イラスト、又は商品の仕様書など、世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークが商品のどの場所に使用されるか具体的にわかるものが必要です。

＜商品＞

- どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。現物を提出できない場合は写真・図案等を提出してください。

＜パッケージ＞

- どこに、どのような大きさ、色で使うのか明記してください。（シール・ラベル等を商品に貼り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。）
- 出来上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参してください。

申請する商品が加工食品の場合、次の書類を各1部、併せて提出してください。

提出書類	説 明
製造に係る保健所の営業許可指令書(写)又は営業開始届(写)	・食品衛生法施行令第35条に定める業種(※)にあつては営業許可指令書(写)を提出、漬物製造業などその他の業種にあつては営業開始届(写)を提出してください。
製造又は販売する店舗一覧	・様式は自由です。

※ 食品衛生法施行令第35条に定める業種：

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業
 特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、乳類販売業、食肉処理業、食肉販売業
 食肉製品製造業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業
 食品の冷凍又は冷蔵業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業
 氷雪製造業、氷雪販売業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業
 みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業
 めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業

(2) 申請期間

令和3年5月14日(金)～6月30日(水)

2 事前調査

- ・ 実行委員会は申請書の内容に基づき、書類調査、現物調査及び現地調査を行い、申請書の内容が事実と相違ないことやJAS法等に基づく食品表示、衛生管理状況などを確認します。

3 審査

(1) 審査方法

- 外部の学識経験者等で構成される審査委員会が審査を行います。
- 審査会では、書類審査と申請者によるプレゼンテーション審査、現物審査を行い、審査基準により評価し、採択を決定します。
- プレゼンテーション審査の際、商品の持ち込みは有効なPR手法です。可能である限り、商品現物によるPRを行ってください。農産物が端境期であるなどの理由で、商品を審査会に持ち込めない場合、写真や資料の配布によるPRでも構いません。
- 審査委員会は非公開で行われます。

(2) 審査基準

以下の基本的な考え方の下、審査を実施します。また、Q&Aの審査の観点を参考としてください。

【審査の基本的な考え方】

- 単なる見た目ではなく、当該商品の背景にある取組や技、知恵などを可能な限り評価
- 従来からある伝統的なものを評価するだけでなく、世界農業遺産として相応しい新たな取組にも十分配慮

4 認定の決定

(1) 審査結果通知

- 審査の結果は、審査意見とともに実行委員会から通知します。

(2) 認定後について

- 申請書類の秘密保持には十分配慮します。
- 認定決定の後、認定商品PRの印刷物等を作成する予定です。商品の特徴のほか、請者の事業者名、住所、連絡先等を掲載します。

重要！

認定まで半年程度かかる見込みです。

第4 申請にあたっての留意点

1 認定の有効期間

- 認定の有効期間は認定の日から3年間です。
- 認定期間の延長には、継続申請手続きが必要です（様式第4号認定継続申請書を提出）ので、有効期間が過ぎる3カ月前までに実行委員会に提出してください。

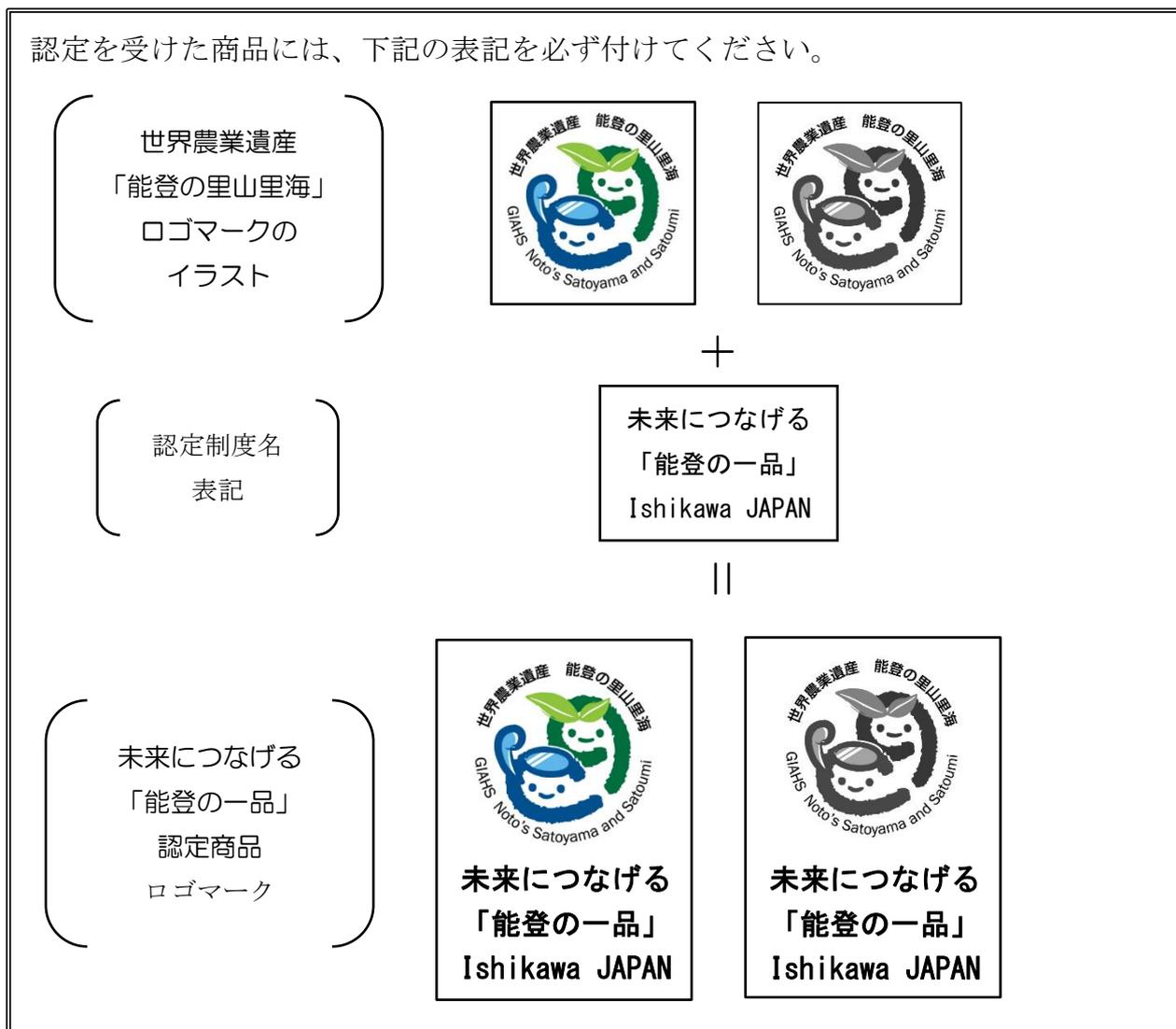
2 認定事業者の責務

- 認定事業者等は、世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」認定制度実施要領の内容を誠実に遵守するとともに、認定商品の品質を維持・向上するよう努めてください。
- 認定事業者等は、ロゴマーク等の使用状況及び認定商品に関する製造並びに販売の状況を整理し、記録するとともに、認定の有効期間内保管し、実行委員会から指示があった場合は、速やかに提出してください。
- 認定事業者等は、認定商品の生産・製造、販売等を通じて、世界農業遺産「能登の里山里海」の価値の向上に協力してください。
- 認定商品の品質、生産、販売及びロゴマーク等の使用に関する事故や、知的財産権に関する問題等が発生した場合は、認定事業者等が損害賠償の責任を負うものとし、実行委員会は、その原因のいかんを問わずこれを負いません。この場合、認定事業者等は、遅滞なく事故等の内容を実行委員会に報告してください。
- 認定事業者等は、次の各号に該当する場合、廃止又は変更等届出書（様式第5号）を速やかに実行委員会に提出してください。
 - (1) 認定商品の生産・製造又は販売を中止するとき。
 - (2) 氏名若しくは住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は当該商品の生産地、製造地若しくは加工地を変更するとき。
 - (3) 認定商品の名称を変更するとき。
 - (4) 認定商品の製造方法、原材料若しくは原産地又は表示ラベルを変更するとき。
 - (5) 認定商品の規格、形状又は包装若しくは容器のデザインを著しく変更するとき。

※ 変更後の認定の有効期間は、変更前の認定の有効期間とします。

3 ロゴマークの使用上の注意点

- 世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークのイラストに必ず“未来につなげる「能登の一品」”の文言を併記してください。



- 印刷の色は、原則、指定色又は単色です

「世界農業遺産『能登の里山里海』ロゴマーク」の色を変更することはできません。指定色のままか、単色での利用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご利用ください。(指定色はロゴマーク・デザインガイド参照)

また、併記する文字の字体はMSゴシックとし、フォントは8ポイント以上としてください。

- ・ 世界農業遺産「能登の里山里海」ロゴマークを変形・一部省略しないでください
《禁止例》
 - たて、よこ比率が変わるなど「世界農業遺産『能登の里山里海』ロゴマーク」
図形を変形しているもの
 - 「世界農業遺産『能登の里山里海』ロゴマーク」図形の一部分を省略しているもの

4 その他の留意点

- ・ 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定を取り消すことがあります。この場合、実行委員会は、理由を付してその旨を通知します。
 - (1) 認定商品が認定基準を満たさなくなったとき。
 - (2) 認定事業者等が廃業又は休業したとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (4) ロゴマーク等を不適切に使用したとき。
 - (5) 前各号のほか、当該認定制度の運用について重大な支障をきたす行為をしたとき。

※ 人への危害が発生した場合には、下記の措置を執ります

製造されている食品（認定商品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合に、その事実が明らかになった時点で、県は商品の認定を、直ちに取り消す場合があります。

第5 認定制度に関するQ&A

手続き関係

Q1 ロゴマークを商品に使用する時に、使用料は発生するのでしょうか

A1 無料で使用できます。

Q2 どのような場合に「変更申請」が必要となりますか

A2 申請者の氏名又は住所、認定商品の生産地、商品名や製造方法、商品の原材料又は原産地などが変更になった場合に変更申請が必要となります。また、商品自体が変わる場合は変更申請ではなく新規の申請が必要です。

Q3 食品製造に係る保健所の営業許可指令書（写）又は営業開始届（写）がありません。

A3 最寄りの保健所に複写を依頼してください。

審査関係

Q1 どのような視点で審査が行なわれるのでしょうか

A1 以下の視点で審査を行います。

審査区分	内 容	具体的な項目（一例）
能登で生産・製造された商品であるか	・ 能登で生産、製造された商品であるか、又は能登産を原材料とする商品である。	・ 申請書に能登産食材の使用状況が明記されている。
	・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき適正な表示がなされている。	・ 食品表示ラベルが適正である。

審査区分	内 容	具体的な項目（一例）
商品が能登で伝承され、これからも引き継いでいくべきものか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能登の里山里海特有の種類又は伝統的な農林漁法若しくは製法で作られた商品である。 ・ 能登の里山里海で培われた「技」「知恵」「食文化」が継承された商品として、将来に引き継ぐべき価値がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書やパンフレット、その他資料に、種類（品種）の由来、製法の歴史などが明記されている。
能登の太陽、風、水、土が育んだものであるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能登の豊かな自然（太陽、風、水、土）で育まれ、他にはない特質がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書やパンフレット、その他資料に商品の特質が明記されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自然のまま」「素朴な」「資源循環」「資源管理」など環境保全や健康重視の取組がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書やパンフレット、その他資料に環境保全の取組、健康重視の取組が明記されている。 ・ 農業者がエコファーマーに認定されている。
商品のコンセプトが世界農業遺産「能登の里山里海」の利活用、保全に合致するか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界農業遺産「能登の里山里海」の保全・継承に資する取組がなされている。 ・ 商品に世界農業遺産「能登の里山里海」と密接な物語性がある。 ・ 世界農業遺産「能登の里山里海」の価値を高める商品力がある。 ・ 将来にわたり持続可能な商品生産への取組が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書やパンフレット、その他資料に保全継承に関する取組、商品の物語性などが明記されている。

審査区分	内 容	具体的な項目（一例）
消費者の信頼を確保する安全安心のための取組がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の品質及び衛生管理など消費者の安全安心のための取組がなされている。 ・食品衛生法、その他関係法令に則り生産又は製造されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に衛生管理や安全、安心のための取組が明記されている。 ・衛生管理が適切である。
商品の総合力	<ul style="list-style-type: none"> ・商品づくりのコンセプトに訴求力があり、消費者にとって価値ある商品である。 ・地域や他の事業者（生産者）への波及効果が期待できる。 ・すでに市場の評価を得ており、かつ、生産や販売、ブランド化など取組に関する中長期ビジョンを有し、将来性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書やパンフレット、その他資料に明記されている。 ・他の商品と差別化された特徴がある。 ・顧客ターゲット等の商品戦略がある。

Q2 プレゼンテーション審査は何分間でしょうか

A2 質疑応答を含めて15分間の予定です。

使用関係

Q1 “世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」〇〇”など、商品名に“世界農業遺産 未来につなげる「能登の一品」”の冠を付けて良いですか

A1 イメージ付けがなされるような使い方や特定企業・商品をイメージさせるような世界農業遺産「能登の里山里海」の名称やロゴマークの使い方はできません。